

建設工事等における入札制度の一部改正のお知らせ

当町では、これまでも入札の公平性と競争性を確保するため、入札制度の一部見直しを行って試行してまいりましたが、工事品質の確保や、より適正な競争環境の整備を図るため、**6月1日より入札制度の一部を改正し試行します。**

1. 制限付一般競争入札関係

(1) 低入札調査基準価格の改正

低入札調査基準価格を予定価格の100分の70から100分の85の範囲内で設定します。

(予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額にそれぞれ係数を掛けて算出し、これらの合計額に100分の105を乗じて得た額を、予定価格で除して得た割合)

(2) 失格基準項目の新設

「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」相当額のそれぞれに失格基準価格を設け、**入札額の内訳で1項目でも失格基準価格以下となった場合は、失格**とします。

(失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額にそれぞれ係数を掛けて算出します。)

2. 指名競争入札関係

(1) 最低制限価格の新設

最低制限価格を新設し、予定価格の100分の70から100分の85の範囲内で設定します。

(最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額にそれぞれ係数を掛けて算出し、これらを合計した額とします。)

不明な点は政策財務部財務管理班（電話 0242-84-1532）までお問い合わせください。